

森林・林業・木材関係団体は 会員が行う合法性の証明を サポートします。

違法伐採の問題

違法伐採問題が注目を集めています。海外で行われている違法伐採が、世界規模での森林の減少・劣化の原因の一つになっているからです。違法伐採はそればかりでなく、違法に伐採された安い木材が輸入されると、日本のような木材輸入国にとって国内の林業・木材産業にも悪影響を与えと言われています。

日本の木材消費量の約8割は輸入材ですから、まさに人ごとではありません。

政府の対策

このため、政府は、平成18年4月から、政府調達の対象となる木材・木材製品について、合法性などが証明されたものを購入することにしました。政府が率先して購入することは、国民にも合法性が証明された木材・木材製品を積極的に買ってもらうことを期待するものです。

業界団体の取り組みと合法性の証明

こうした決定に対応するため、森林・林業・木材関係団体では自らの行動規範をつくり、木材・木材製品の合法性を証明しようとする会員事業者を支援することになっています。

では、どのようにして自分が扱う木材・木材製品の合法性を証明すればいいのでしょうか。森林所有者、素材生産業者、製材・加工・流通業者、業界団体の4つに大きくわけて、それぞれが進める証明のための取り組みと流れを紹介しましょう。



違法伐採問題は、
林業・木材産業
関係者すべてに
かかわる
問題です！

* 違法伐採：それぞれの国の法令に違反して行われる森林の伐採
**合法性：森林関係の法令において合法的に伐採された木材であること



ここでは、木材・木材製品の
合法性の証明に関する疑問
にお答え
します。



Q
1

どのような製品がグリーン購入法における政府調達（合法性証明）の対象になるのですか？

A 製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板、紙類（情報用紙、印刷用紙）、文具類、机等の機器類、ベッドフレームです。

Q
2

地方公共団体ではどのような扱いになるのですか？

A グリーン購入法では地方公共団体などにおいても環境物品等の調達に努める義務がありますので、多くの地方公共団体なども同様に合法証明木材が求められることとなります。

Q
3

公共建築物の木材利用を促進する法律ができたそうですが、そのなかで、合法性証明木材の取り扱いはどうなるのですか？

A この法律の中で、公共建築物とは政府、地方公共団体が設置する建物だけでなく、学校、病院、社会福祉施設、運動施設、鉄道の駅など幅広い建築物が対象となっています。この法律で定められる国の基本方針には、今までグリーン購入法の対象となっていなかったこれらの建物を造成するため木材を使う場合、合法性が証明された「木材を選択するよう努める」とされており、この法律が施行されることにより合法木材の利用が進むこととなります。

詳しくは あなたの所属する森林・林業・木材関係団体にお問い合わせ下さい。

発行 (一社)全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
TEL.03-3580-3215 H P : <http://www.zenmoku.jp>

編集協力 全国森林組合連合会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
TEL.03-3294-9711 H P : <http://www.zenmori.org>

Q
4

ここに例示した団体認定以外の証明方法はないのですか？

A 森林認証やCOC認証を活用した証明方法、個別事業者の独自の取り組みによる証明方法があります。そのほか、これらの方法が組み合わされた形で証明の連鎖がなされる場合もありますし、公的機関が取り組む証明方法なども考えられます。

Q
5

業者が任意に集まったどのような団体でも認定事業体になれるのですか？

A 定款、総会の記録、事務局体制などから継続的に活動を行っていることが説明できる団体であることが必要とされています。

Q
6

素材生産業と製材業など複数の業種を兼業している場合、それぞれ別の団体から認定を受けなければならないのですか？

A 所属している団体に複数の業種に関する審査体制がある場合は、複数の業種を一つの団体が認定できます。この場合、その団体がそれぞれの業種（素材生産業、製材業等）ごとに審査して、認定は事業所・業種ごとに行われ、原則として分別管理の単位ごとにそれぞれ別の団体認定番号が付けられることとなります。

Q
7

加工・流通段階において納品書を活用する場合、どのようなことを記載すればよいのですか？

A 納品書には、出荷元、出荷先、品目、数量、年月日、住所等が記入されていることから、これに団体認定番号、合法木材であることを記載（スタンプ可）することで、証明書とすることができます。

Q
8

外国産材についても、この証明の考え方は適用されるのですか？

A 国内・国外とも無差別の原則に立ち、国産材、外国産材を問わず平等に適用されるものです。外国産材についても伐採に当たって法的手続きが適切になされていることが証明の始まりとなります。

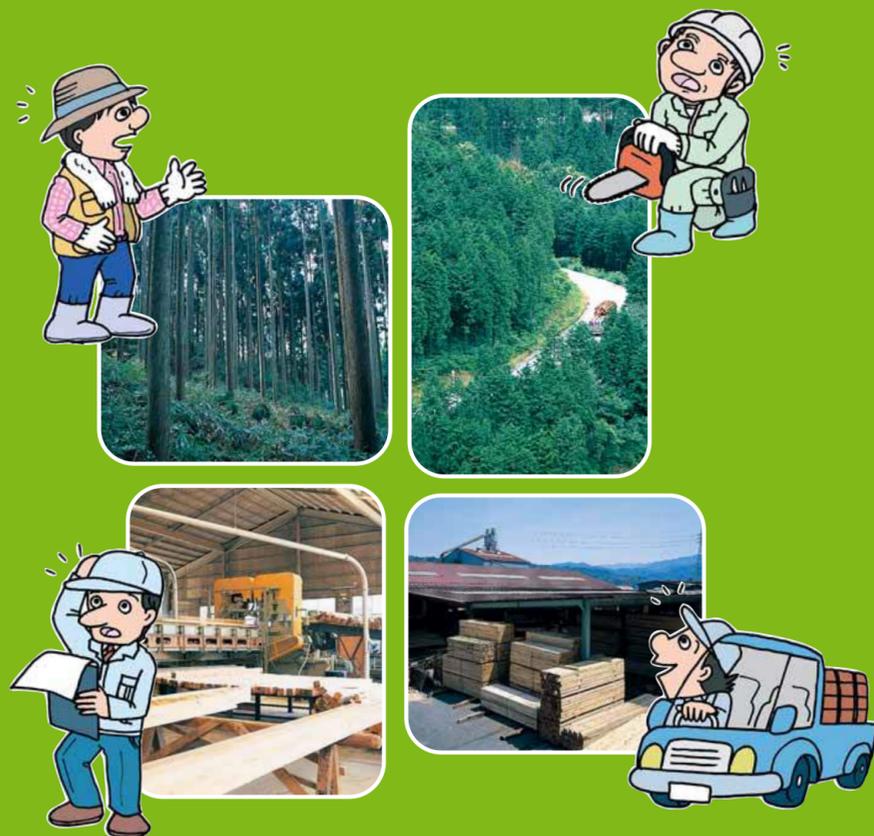
合法木材ナビ

(一社)全国木材組合連合会
違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
<http://www.goho-wood.jp>

(2015.3)

ご存じですか？

政府が調達する
木材・木材製品には、
合法性の
証明が必要です。



木材・木材製品の合法性を証明するために……

それぞれの事業者がそれぞれの段階で合法性を証明する必要があります。
その証明の方法は以下の通りです。

森林所有者のみなさんがすること

立木を売るとき、証明書として次の書類のいずれかを渡します。

証明書の作成については、森林組合・素材生産業者に相談してください。

- A 保安林の場合**
保安林伐採許可の通知書等の写し
- B 森林施業計画を作成している森林の場合**
認定書の写し(伐採箇所等を記入)
- C 上記以外の森林の場合**
伐採届(適合通知書)の写し
- D 国有林の場合**
売買契約書の写し(合法材であることを記載)

※上記証明書の代わりに独自に証明書を作成することもできます。
※森林認証を取得した森林の場合は、認証マークが記載された既存の伝票等を証明書とすることができます。
※その他法令による許可等が必要な場合(林地開発許可・国立公園など)は当該許可書の写しが必要です。

森林組合 素材生産業者のみなさんがすること

1 証明書をもらい、立木を伐採します。

森林所有者に代わって証明書等を申請することもできます。
証明書は5年間保管しておきます。



2 丸太を納品するとき、もらった証明書に事業者名、認定番号等を記載して渡します。

- A 保安林の場合**
保安林伐採許可の通知書等の写し
認定番号 事業者名
- B 森林施業計画を作成している森林の場合**
認定書の写し(伐採箇所等を記入)
認定番号 事業者名
- C 上記以外の森林の場合**
伐採届(適合通知書)の写し
認定番号 事業者名
- D 国有林の場合**
売買契約書の写し(合法材であることを記載)
認定番号 事業者名

※納品書に必要事項を記載することで証明書とすることもできます。
※上記証明書の代わりに独自に証明書を作成することもできます。

申請 ↓ 認定 ↑ 業界団体から認定を受けます。

木材流通・製材・加工・製品流通関係のみなさんがすること

1 証明書のついた木材だけを原料にします。

合法性が証明されていない木材は、合法木材と混ざらないように分別して管理します。
証明書は5年間保管しておきます。



2 製品を納品するとき、合法木材であることを記載した納品書等を証明書として渡します。



※上記のような納品書を活用した証明書の代わりに、独自に証明書を作成することもできます。

申請 ↓ 認定 ↑ 業界団体から認定を受けます。

政府

合法性の証明された木材製品を購入します。

各業界団体がすること

- 1 違法伐採に対して、団体として反対の方針を表明するとともに、合法性の証明に取り組む事業者の認定手続きを定め、公表します。
- 2 会員事業者を「合法木材供給事業者」として認定します。
- 3 違法伐採に関する団体の取組状況の概要を公表します。

●あなたが「合法木材供給事業者」の認定を受けるまで

- 1 認定申請書を提出
認定を受けたい事業者は「合法木材供給事業者認定申請書」を業界団体に提出します。
- 2 審査
業界団体は審査委員会を開催し、申請書の内容を審査します。
- 3 認定
業界団体は審査結果(認定の可否)を申請者に通知します。
- 4 認定書の交付
業界団体は認定者に「合法木材供給事業者認定書」を交付します。
- 5 公表
業界団体はホームページ等で事業者の名称等を公表します。



●納品書を活用した証明書の例

番号2005010001
平成 年 月 日

納品書 (出荷伝票)

〇〇〇木材(株) 殿
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇製材所
認定工場番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名: 山田 一郎 印
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話: XXX-YYY-ZZZZ

発地(出荷場所) 〇〇〇製材所 〇〇工場
発地(納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。